

## 市長申立て時の専門委員会の活用について（報告）

令和4年度 成年後見制度にかかる市長申立てについて（専門委員会にて検討いただいたケース概要）

専門委員会開催回数：2回 対象ケース数：4ケース

令和5年1月末 現在	根拠	ケース概要	専門委員会 ～申立	申立～審判	専門委員会開催の タイミング	備考
A	第6条 (1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設入居中の高齢女性</li> <li>・キーパーソンの死去をきっかけに頼れる親族もおらず、申立てに至る</li> <li>・外国籍のため戸籍は全て確認することができなかった</li> </ul>	57日	62日	親族調査が完了し、診断書等を依頼している間の期間で開催	診断書作成に時間を要した
B	第6条 (1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神科病院に長期入院中の高齢男性</li> <li>・キーパーソンの死去をきっかけに頼れる親族もおらず、申立に至る</li> <li>・A同様外国籍</li> </ul>	57日	57日	親族調査が完了し、診断書等を依頼している間の期間で開催	診断書作成に時間を要した
C	第6条 (3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待対応ケース</li> <li>・ネグレクトにより、適切な医療受診や退院調整が行えず、申立てに至る</li> </ul>		—	戸籍調査の途中ではあったが、虐待状況も踏まえ、市長申立てが適当か諮った	戸籍調査および親族への意向確認に時間を要している
D	第6条 (1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救護施設入所中の高齢女性</li> <li>・本人の身体状況の変化に伴い、介護保険施設への入所等手続が必要であるため、施設より相談があったもの</li> </ul>	—	—	親族調査が完了し、診断書等を依頼している間の期間で開催	申立準備中に死亡したため、申立てに至らず

